

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	母体保護法施行令	法令番号	昭和24年政令第16号		
手続名	受胎調節実地指導員認定講習の認定の取消	根拠条項	第6条		
処分基準	法第15条第2項に規定する認定を受けた講習が、同項の規定に基づく内閣総理大臣の定める基準に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。				
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 こども家庭課	交付機関 こども家庭課	目次 No.